資料

# 途上国に対する障害者スポーツ支援の持続性: 支援者の役割と途上国の主体性に着目した事例研究

Sustainability of support for disability sport for developing countries:

A case study focusing on the role of supporter and the independence of developing country

遠藤華英\*, 間野義之\*\*
\*早稲田大学スポーツ科学研究科博士後期課程
\*\*早稲田大学スポーツ科学学術院

キーワード: スポーツを通じた国際協力, 障害者スポーツ, キャパシティ・ディベロップメント Key words: sport for development, disability sport, capacity development

## 【抄 録】

過去 10 年間において、国際的にスポーツを通じた国際協力の活動数が増加している. スポーツを基盤とした国際協力事業は健康や教育のみならず、様々な開発効果に関連があるとされている. 特に障害分野においては、障害者のエンパワメントや社会統合に貢献するという見方がなされている. しかし当該事業の成果などは科学的実証が不足しており、支援終了後にも継続するプログラムの立案に資する既存研究は散見されない. そこで本研究では、国際協力事業の立案・実施過程において用いられるキャパシティディベロップメントを理論的な枠組みとして採用し、当該国際協力事業の包括性、援助者の役割、そしてレシピエント側に出現する内発性を明らかにすることを目的とした.

本研究対象には、「アジアの障害者活動を支援する会」(ADDP)を選定した。ADDP は 2000 年から車椅子バスケットボールを中心として、ラオスを対象として障害者スポーツ振興に関する支援を実施している。ラオス、日本において質的インタビュー調査およびフィールドワークを実施し、インタビューは事業実施者、障害当事者、ラオスパラリンピック委員会委員、教育スポーツ省職員を対象とし、計 10 名に行った。フィードワークおよびインタビューから下記の点が明らかになった。

- (1) ADDP が事業を開始した当初の支援対象者は、個人レベルである障害当事者が中心であったが、 LPC や政府担当者に対する研修事業も開始し、現在では政府のアドバイザーやネットワーキングの 仲介者を担うなど、社会・制度レベルまで関与するキャパシティが重層化している.
- (2) 内発的は、個人レベルおよび社会・制度レベルにみられた. ラオス国内の省庁再編により、ADDP が支援する障害者スポーツ振興と、上位の政策である障害者スポーツと非障害者スポーツ政策の一元化という一貫性が生まれ、障害者スポーツに関する政府内の担当者や責任体制が明確化したことで、職員の異動などにより支援効果が継続しないといった問題を防ぐことにつながっている.
- (3) 重層的な支援を可能とするため、事業全体を通し、障害者スポーツに関する専門的な知識や経験を事業に反映させるため、外部の団体と積極的な連携を図っていた。資金や合理的な連携のみならず、理念や目的を共有した組織同士のパートナーシップがより重要となることが示唆された。

スポーツ科学研究, 17, 1-13, 2020 年, 受付日: 2019 年 5 月 22 日, 受理日: 2020 年 2 月 18 日連絡先:遠藤華英 早稲田大学スポーツ科学研究科 hanae.4fts@fuji.waseda.jp

#### 1. 緒言

近年,国際連合(以下「国連」と略す)を中心とした国際機関によって,国際協力事業にスポーツの力を取り入れる試みがなされている(Kidd,2008).『開発と平和を後押しするためのスポーツ(Sport for Development and Peace;以下「SDP」と略す)』は,スポーツ振興のみならず,災害後の精神的緩和,紛争の予防・解決,ジェンダー格差の是正,HIV/AIDS 患者や障害者など社会的排除の対象となっている人々のエンパワメントや社会統合などあらゆる領域との関連が期待されており(Levermore,2010),それぞれの目的や組織が有する資源に応じて,スポーツに関連した様々な国際協力が展開されている(遠藤ほか,2016).

そのような中,国際的に障害者の権利向上へ の意識が高まったことを背景として,途上国にお ける障害者の社会参加を促進する一つの触媒と してスポーツ振興が位置づけられてきた. 障害者 スポーツの振興は、従来の身体的回復を目指す リハビリテーションとしての役割のみならず,障害 者個人のエンパワメント,共同体の障害者に対す る見方の変容およびスポーツを通じた社会参加 の促進という期待が持たれている(Sport for Development and Peace International Working Group, 2007). 一方, 障害者スポーツの国際競 技大会であるパラリンピックの出場状況をみても, 後発発展途上国は参加率が低い. 障害者スポー ツにおける国際的な二極化傾向を前に(Lauff, 2011), IPC (International Paralympic Committee) を中心に,国連や各国政府援助機関,国際 NGO などが途上国に対する障害者スポーツ支援 を実施している.

しかし,障害者スポーツに関する国際協力の取り組みの多くは,ドナーとレシピエント間における文化社会的背景の違いを発端に,援助団体の目的と受益者の認識されたニーズを調和させようとする際に,数多くの課題に直面すると指摘されている.「国際協力事業の支援効果を維持し,途上国自身が主体的にインフラストラクチャーを確立するという課題は,食料生産や水資源供給の確立と維持などのあらゆる開発政策に関連する

ほとんどのプロジェクトで存在するとされてきたが、同様の課題は、SDP事業の効果的な実践においても浮上する(Beacom, 2009, p. 98)」.こうした課題を解決する上で、政治や社会的な背景を踏まえ、途上国において、どのように障害者スポーツが発展するのか、途上国自身の主体性が引き出されるのかという点を検証する必要性が生じるのである。(Beacom, 2009, pp. 101-106).他方、障害福祉政策においても、スポーツ政策においても、途上国では優先事業とはなりにくい障害者スポーツ振興の援助効果をどのように継続させるのかという問いに対応する既存研究はみられない、そこで、本研究は途上国に対する障害者スポーツ支援の持続性に着目する.

#### 2. 研究目的

本研究の目的は、途上国に対する障害者スポーツ振興において、支援者が果たした役割と、支援に関連した被支援側の主体的行動を明らかにすることである.

## 3. 先行研究の検討

#### 3.1 SDP の支援効果に関する先行研究

近年,費用対効果やプログラムの効果を裏付 ける証拠等が求められるようになり、従来の国際 協力と同様, SDP 事業を対象とした効果検証型 の研究が発展をしてきた. 欧米におけるSDP事業 は、スポーツ振興そのものより、開発効果に資す るスポーツの役割が協調されている傾向にある (小林, 2010). そのため, 既存研究では, どのよ うな波及効果("Ripple effect")がいかにして生じ ているか(例; Sherry et al, 2017), 特定の社会課 題に対して SDP 事業がどのような効果をもたらし たのか(例; Massey et al, 2015)というプログラムを 主眼に置いた効果検証が進められてきた. 支援 事業の持続性に関する研究では, SDP 事業に従 事するスタッフやボランティアを調査対象とし, SDP の効果的なマネジメントに資する研究がなさ れている(Marshall and Barry, 2015).

しかしながら, そもそも SDP 分野における障害者 スポーツに関する学術的蓄積は少なく

(Schulenkorf, et al, 2016), また, 途上国特有の社会・文化的背景を踏まえた上での SDP 事業の持続性に関して言及した先行研究は, 散見されない. そこで, 本研究ではスポーツに限定せず, 国際協力の持続性に関して議論されてきた論点を基に, 研究の視点を設定することとした.

## 3.2 援助効果の持続性に関する研究

馬淵・島野(2004)によると、援助疲れが顕在化した1990年代にかけて「国際協力事業が途上国にとって本当に役立っているのか」という議論が盛んに行われるようになったと指摘されている.ドナー主導の構造調整や技術協力における途上国側のオーナーシップの欠如が援助効果を歪めてきたとの省察から、途上国自らが持つ課題対処能力を指す「キャパシティ」を向上させる支援、キャパシティ・ディベロップメント(以下、CDとする)の概念が導入されるようになった. 従来キャパシティはインフラ等の物的資源や技術、人的資源のよ

うに、外から投資・移転できる「資本」としてとらえ られることが多かった. それに対して CD 概念では, 途上国自身の課題対処能力に焦点を当てること によって、キャパシティは外から移転できるもので はなく, 途上国自身の努力によって継続的に伸 ばしていくものであることを強調している(国際協 力機構, 2005). CD においては、キャパシティを 個人、組織、制度・社会といった複数のレベルで とらえ, それらの各層がダイナミックに相互作用し ながら、全体のキャパシティを形作っているとする (図 1). 例えば、組織のあり方は、その組織に属 する個人のキャパシティに大きな影響を及ぼす. また,組織運営が円滑でも,その組織の担う業務 に関連するマクロな制度環境が整備されていなけ れば、組織が十分な機能を果たすことができない ことも多いとされる.この重層的なレベルの相互作 用に着目し,国際協力事業に含まれる支援対象 の包括性、レシピエントにみられる内発性を捉え られる点が CD の特徴といえる.

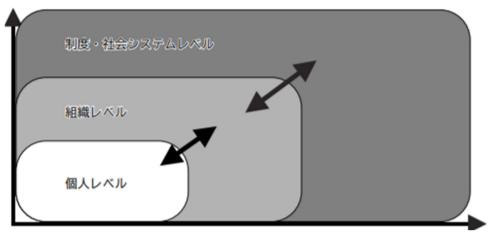


図 1. キャパシティの発展プロセスにおける重層的モデル JICA (2005)より抜粋

そこで、本研究は途上国に対する障害者スポーツ振興支援事業を事例に、CDの観点から、支援対象となっているキャパシティの構造、支援側が果たした役割、被支援側にみられた内発的行動を明らかにする.よって、本研究におけるリサーチクエスチョンは次の通りである.

- ・途上国に対する障害者スポーツ振興事業において、どの程度包括的に支援が行われたのか.
- ・支援者は、一連の事業において各レベルに対してどのような役割を果たしたのか.
- ・支援事業に関連し、被支援側に出現した内発的行動は何か.

#### 4. 研究方法

#### 4.1 調査事例の選定

国際協力事業において向上を目指すキャパシ ティは, 各案件によって多様である(馬淵, 島野, 2004). 途上国に対する国際協力事業の持続性 を担保する上では、制度や政策に関する言及が 不可欠である(松岡, 2008)との指摘から, 本研究 が対象とする障害者スポーツ支援に適用するに あたって, 国家政策として障害者スポーツ振興に 取り組まれるようになる「制度的キャパシティ」に着 目することとした.よって、本研究対象は、途上国 に対して障害者スポーツ支援を長期的に実施し ており、社会・制度レベルにおける障害者スポー ツの振興体制の構築へ関与が認められる事例が 望ましい. そこで, ラオス人民民主共和国(以下, 「ラオス」と略す)において障害者スポーツの振興 を主軸に国際協力事業を展開する「アジアの障 害者活動を支援する会」(以下「ADDP)」と略す」 を事例として選定した.

## 4.2 ADDP によるプロジェクトの概要

ADDP は、アジア諸国での障害者の自立と社 会参加に貢献するため,1992年に任意団体とし て設立された. ADDP は障害者若手リーダーの 養成や啓発を目的とし,障害当事者を集めたセミ ナー開催や障害者の就労状況の改善に向けた IT 事業などを実施していた. 事業を進める中で、 障害者の社会自立を促進する上でスポーツを楽 しむ, またスポーツに参加できる社会づくりが重要 であるとの認識から、2000年よりラオスにおいて障 害当事者に向けたスポーツ指導を開始した. 当 初は車椅子バスケットボールを実施する障害当 事者に対象とした単発のクリニックや合宿の開催 が主たる活動であったが、現在ではラオスの障害 者スポーツの推進体制の構築に向け,ラオス政 府と連携を図りながら,障害者スポーツ振興事業 に展開している(アジアの障害者活動を支援する 会, online). これまでの支援事業の結果, 車椅 子バスケットボールなど各種障害者スポーツのナ ショナルチームの発足, 県レベルの車椅子バスケ ットボールチーム発足など、障害者スポーツの普及に貢献している。そのほか、障害のある人々がスポーツに触れる機会増加を目的とした全国大会、体験会の開催、国際競技大会に出場した障害者スポーツ選手による小学校への出張授業支援など、多岐に渡る活動を行っている。障害者スポーツに特化して長期的に国際協力事業を実施している国際的にも稀有な事例であり、また障害当事者のみならず、政府との関与が認められるため、本研究対象として適切と判断した。

#### 4.3 ラオスにおける障害者の概況

ラオスは 17 県 1 郡からなる総人口 700 万人弱 のインドシナ半島北部の内陸国であり、農業経済 が中心の国である(外務省, online). ラオスは 1964 年から 1973 年まで深刻なクラスター爆弾に よる被害を受け、ゆえに被弾者の生活保障や社 会的自立は社会課題になっている. 国際 NGO である Handicap International (2015) が実施した 調査によると、ラオスの現在の障害者数は約50 万人といわれている. ラオスは山岳地帯が多く, 特に地方における交通機関の整備は十分とはい えず,道路,輸送手段など基本的インフラへのア クセスが限られていることから障害者の自由な移 動を阻んでいる. それに加え, 非障害者による障 害者への根強い差別意識も報告されている障害 当事者のみならず, その家族の精神的な負担に つながっており、なかには障害者の存在を隠しな がら生活する人々がいるなど, あらゆる社会的バリ アを抱えている. (Hinton and Rutherford, 2015)

ラオス国内の障害者政策は保健省管轄の国立障害者医療リハビリテーションセンターが中心となり医療中心の支援が先行している. もうひとつの障害者対策の管轄省庁は労働・社会福祉省であり,戦傷者対策を中心として戦傷者手当や家屋,車両無税輸入権の給付などの特別な措置などの施策を実施している. また障害者の当事者団体として,ラオス障害者協会(以下「LDPA」と略す)が労働社会・福祉省の管轄下で組織されている. LDPAは,障害者に対する社会差別の撤廃や社会的自立を促進する組織として, 11 県に支局が設置されて活動している.

#### 4.4 ラオスにおける障害者スポーツの概況

ラオスパラリンピック委員会(以下「LPC」と略す) は 1996 年に設立され, ADDP が事業を推進する 上でのカウンターパートとなっている. パラリンピッ ク委員会の構成メンバーは省庁横断的な編成と なっており、教育スポーツ省の副大臣が含まれて いる(調査時点). また LDPA も ADDP の事業に おいては重要なステークホルダーであり、これまで に協働してイベントの運営を実施してきた. 医療リ ハビリテーションセンターは、LPC の代行連絡窓 口になっていたこともあり、ADDP の活動拠点にな っていた. 2011 年の省庁改編に伴い, ラオスのス ポーツ政策は教育スポーツ省に一元化されたた め,現在は障害者スポーツ政策も教育スポーツ 省の管轄となったが,障害者政策全般としてみる と ADDP および障害者スポーツ政策は複数の省 庁に渡って関与がみられる.

## 4.5 調査の概要

本研究は、論文やウェブサイトによる資料収集、ADDP事務局プロジェクトマネージャーへのインタビュー、ラオスにおける実地調査および事業に関わる主要アクターへの半構造化インタビュー、ADDPが実施するラオス教育スポーツ省職員らの本邦研修への帯同および半構造化インタビューを実施した。まず、ADDPプロジェクトマネージャーに対してインタビューを実施し、これまでの事業に関する経緯、事業に関与するアクターに関する調査を行った。

ラオスにおける実地調査は 2016 年 8 月 24 日 ~9 月 3 日の期間に実施した. 実地調査は, ADDP が実施する事業に関与するアクター6 名 ~

の半構造化インタビュー、障害者スポーツの活動場所の視察を行った.インタビュー対象者は、ADDP プロジェクトマネージャーの聞き取り調査を基にサンプリングし、その後は対象者を介して雪だるま式に選定した.インタビューは、ラオスにおける障害者スポーツの概況や個人的な障害者スポーツとの関わりについて広く情報を収集するとともに、これまでのADDPの取組みに関連する個人の経験や評価についても聴取した.

視察場所は、ADDP 主催の障害者水泳指導者養成講座、車椅子バスケットボールをはじめ障害者スポーツの活動拠点となっている医療リハビリテーションセンターおよび障害者用体育館、視覚障害者を対象とする陸上教室、ブラインドサッカーの練習である。ヒアリングや視察を行った際は適宜フィールドノーツを作成した。

本邦研修には2016年10月18日から22日までのプログラムに帯同し、帯同中に参加したラオス教育スポーツ省職員ら4名を対象に半構造化インタビュー調査を実施した。本邦研修中に開催された研修参加者とADDPによるミーティングにも情報収集のため参加し、その内容を記録した。

インタビュー時間はいずれも 30 分から 60 分ほどかけて実施し、日本語または英語が話せるインタビュイーについて通訳を介さず行い、ラオス語話者に対しては通訳を介して実施した。またインタビュー対象の許可を得たうえで録音を行った(表 1). 録音したインタビューデータを基に逐語録を作成した。逐語録の翻訳はラオス語通訳者に依頼した。事実誤認を防ぎ、かつこれまでのADDPの取組みをすべて網羅しているか、すべてのインタビューを終えた時点で再度 ADDP 事務局へEメール上で確認作業を行った。

#### スポーツ科学研究, 17, 1-13, 2020 年

表 1.インタビュー対象者

対象者	日時
A) ラオス教育スポーツ省スポーツフォーオール局係長	2016年10月20日
B) ラオス教育スポーツ省スポーツフォーオール局職員	2016年8月25日
C) ラオス教育スポーツ省スポーツフォーオール局職員	2016年10月22日
D) ラオス・ビエンチャン県スポーツ振興局職員	2016年10月22日
E) ラオス・ルアンパバーン県スポーツ振興局職員	2016年10月22日
F) LPC 副委員長	2016年8月26日
G) 現地 ADDP スタッフ	2016年8月31日
H) 盲学校教員/ブラインドスポーツアシスタントコーチ	2016年8月29日
I) LDPA 職員/車椅子バスケットボールプレイヤー	2016年8月30日
J) パラリンピック委員会アシスタントマネジャー/車椅子バスケットボールプレイヤー	2016年8月28日

#### 4.6 分析方法

上述の議論を踏まえ、本研究の理論的枠組みとして CD を採用した. CD が示す概念のうち、本研究では ADDP の支援対象にどのようなキャパシティの重層性がみられるのか、各キャパシティレベルに対し、どのような役割を果たしたのか、各レベルにおいてどのような内発的行動が生じたのか、という点に着目して分析を行った.

まず、キャパシティの構造を把握するために、 事業に関与するステークホルダーを CD における 個人、組織、社会のカテゴリに分類した.分類の 基準として、「個人」は、社会集団を構成する個々 の人、「組織」は、共通の目的を達成するために 調整された、2 人またはそれ以上の人々の活動や 諸力のシステム、「社会・制度」は、国民および組 織を内包し、構成員の利害を調整することにより 秩序を維持する役割を担う機関という定義を設け た.筆頭著者が各レベルに分類したのちに、研究 協力者と議論の上結果の妥当性を確認した.

続いて、レベルを問わず ADDP が行った事業にあたる記述を抽出し、まず、筆頭著者が質的データを切片化し、コーディングを行った。初期コードを基に、類似した初期コードをまとめ、支援内容のサブカテゴリを生成した。生成したサブカテゴリを基に研究協力者と援助者の役割を構成するカテゴリの生成を行った。相違がある場合は、お互いのコンセンサスが取れるまで議論し、最終的にカテゴリを決定した(Patton、2002)(表 2). 役割カテゴリを、再度キャパシティの各レベルに振り分け、結果表に記した。

「内発的行動」については、「ADDP による支援 事業に関連してはいるが、ADDP が直接関与して いないレシピエント側の主体的行動」と定義し、該 当する記述を質的データから研究協力者とともに 確認しながら抽出した。

表 2. 援助者としての ADDP の役割

援助者の役割	定義	サブカテゴリ
リソースの提供者	資金,設備,用品などの提供	競技用具の提供,体育館の整備,イベントに
		使用する物品の提供など
知識の提供者	実践知識, ノウハウの提供	スポーツ技術の指導, 研修の実施など
アドバイザー	マネジメントや政策のアドバイス	組織の運営補助,政府に対する助言など
ネットワーキングの	コミュニティと政府のネットワーク, 支援者とのネ	他支援者への仲介, 国内関係者とのネットワ
仲介者	ットワーク	ーキング機会の提供など

#### 5. 結果

#### 5.1 キャパシティの構造

分析の結果、ADDP によるラオスを対象とした 障害者スポーツ支援事業には、個人レベルから 社会・制度レベルに至るまで包括的な支援が行 われてきた(表 3). しかしながら, 当初からすべて のレベルに対する支援が可能であったわけでは なく, 時系列を追って支援に含まれるキャパシティ レベルが重層化し, 制度支援に至っていることが 明らかになった.

表 3. 本研究の結果

			24 1 37 22 - 38 27	
キャパ	対象	役割	具体的事業	内発的行動
シティ				
レベル				
L L 老	障害者スポーツ競技者	リソースの	スポーツ指導にあたるコーチの派遣	選手による主体的な障害
	LPC 委員,	提供者	競技に必要な車椅子等の物品提供	者スポーツの奨励
	LDPA 職員		大会出場に際する資金提供	定期練習の開始
	教育スポーツ省,		本邦研修に際する資金提供	政府担当者による障害者
	保健省職員		障害者スポーツ政策に関する専門家の派遣	スポーツ事業の推進
		知識の	競技に関わる技術指導	
		提供者	障害者スポーツに関する基礎知識の提供	
組織 LI	LPC	リソースの	主催イベントの運営に資する資金,設備の提供	
		提供者	運営補助にあたる人材の派遣	
		アドバイザー	パラリンピック委員会のマネジメントアドバイス	
			IPC など国際競技団体との国際渉外補助	
			イベント運営時のマネジメント補助	
 社会	教育スポーツ省	 知識の	教育スポーツ省および地方自治体の担当者を	政府主導の全国障害者
制度	2017	提供者	招聘した障害者スポーツ振興セミナーの開催	·
1127 🗻		<i>7</i> C <i>7</i> C <i>1</i>	にあたるナレッジ提供	障害者スポーツに関わる
			(CO)/CO) TO DE DO	公的人材の拡充
		アドバイザー	全国障害者スポーツ大会開催に向けた政策	
		, i · · i /	アドバイス	
			他国政府への支援要請に関するバックアップ	
		ネットワーキン	LPC と政府担当者とのネットワーク強化	
		グの仲介者	JICA 等日本側関係者や支援団体との仲介	

## 5.2 個人レベル

## 5.2.1 援助者の役割

ADDP は、2000 年の活動開始当初から、障害当事者に対して障害者スポーツを紹介するとともに、車椅子バスケットボールやゴールボール、ブラインドサッカーなど国際大会に出場を目指す選手を対象にあらゆるサポートを実施してきた。コーチの派遣事業も2000 年から開始している。当時ラオスの車椅子バスケットボールのナショナルチームは、女子チームのみで、男子は選手数の不足からチームを組めず、国際大会に出場することが

出来ていなかった。そこで障害者職業訓練学校で車椅子バスケットボールを実施していた学生たちに対して単発の合宿やクリニックを開催した。また、車椅子バスケットボールや陸上のみならず、障害当事者を対象とし、障害者スポーツ・クリニックの開催を通じて様々な障害者スポーツを紹介している。加えて、ラオス国内のみならず、ADDPは車椅子バスケットボール選手を中心に障害当事者を日本に招聘し、本邦研修を実施していた。

また,2005 年からは,LPC,教育スポーツ省の前身である国家スポーツ委員会および保健省か

ら障害者スポーツに関わる政府関係者を招聘し、 セミナーや研修を行ってきた. 2015 年からは、障 害者スポーツに関する取組みや新たな政策的な 知見習得を目的に、教育スポーツ省の障害者スポーツ政策担当を対象とした本邦研修事業を開 始している.

ADDPが個人レベルを対象とした援助で果たした役割は、「リソースの提供者」としての「スポーツ指導にあたるコーチの派遣」、「競技に必要な車椅子等の物品提供」、「大会出場に際する資金提供」、「「本邦研修に際する資金提供」、「障害者スポーツ政策に関する専門家の派遣」、「知識の提供者」としての「競技に関わる技術指導」、「障害者スポーツに関する基礎知識の提供」であった。

## 5. 2. 2 内発的行動

障害当事者を対象とした支援事業を実施してきた中で、ADDPの支援に関連して出現した主体的な行動として、指導を受けた障害者スポーツ選手による主体的な障害者スポーツの奨励活動が挙げられた。

特に、車椅子バスケットボールは競技ルール上、 重度障害者が参加しなければ国際基準を満たさないため、スポーツを実施していない障害者も巻き込まなければ国際大会で勝利できない。そのため、一部の選手は、積極的に車椅子バスケットボールの練習に他の障害者を呼び、スポーツ活動を奨励している。

「障害者は家で一人きりになっていることが多い.彼らにとってスポーツをすることは良いことだと思うし,もし彼らが参加してくれれば,ラオスのチームももっと強くなれる.アジアの代表試合を観戦し,ラオスはまだまだ弱いと感じた.国際大会の観戦後,これからどのように選手のモチベーションを上げればよいか考えるきっかけになった.勝つためには,もっと積極的に障害のある人を競技に勧誘する必要があるとコーチに教わった(J氏).」

障害当事者であり、また ADDP の支援開始当初から車椅子バスケットボールに従事している選手は、LPC アシスタントマネジャー、LDPA の職員となり、車椅子バスケットボールのみならず、ラオスの障害者スポーツの普及に関わるアクターとして

活動するに至っている. 日本人コーチの帰国後, 定期練習を開始し, 自らがコーチとして練習を支 える役割を果たしている者もいる.

## 5.3 組織レベル

#### 5.3.1 援助者の役割

障害者スポーツの推進にあたって LPC が主たる機能を担うことになる. ADDP はこの点を鑑み、特に LPC を LDPA 対象とした「障害者スポーツ普及策やパラリンピック委員会の運営に関する知識の提供」、「パラリンピック委員会のマネジメントアドバイス」、「IPC など国際競技団体との国際渉外補助」、「イベント運営時のマネジメント補助」を行ってきた. よって、「リソースの提供者」、「知識の提供者」、「アドバイザー」としての役割を果たしてきたことが明らかになった.

LPC は 1996 年に組織されたが, 政府によるサ ポートは不足し、ADDP が支援を開始する以前の 役員およびスタッフは、リハビリテーションセンター の医師などがボランティアで行っており、常勤の 職員がおらず,競技団体としての機能を果たせず にいた. 2004 年から ADDP がサポートする形で, LPC は国際大会出場にあたる国際渉外活動や 建設された障害者用体育館を拠点とした国内の 障害者スポーツイベント・大会の運営に携わること となった. さらに、ADDP の現地採用職員が補助 業務に従事することとなり、障害者スポーツの国 内統括団体としての機能, 具体的には国際大会 出場にあたる国際渉外業務等を遂行する体制整 備が進められた.一連の過程において,2011年 に行われた省庁再編後に障害者スポーツの主た る所管省庁が教育スポーツ省に移管されると,政 府担当者が LPC の運営に直接携わるようになり、 LPC に関与する人材が拡充した.

#### 5.3.2 内発的行動

障害当事者や政府担当者がLPC運営に積極的に関与するようになり、LPCに関与する人的資源は拡充した。しかしながら、LPCとして行っている内発的な活動は本調査のみでは明らかにならなかった。現状としてLPCは業務遂行上ADDPのサポートを必要としており、またラオス国内にお

ける障害者スポーツに関する事業は政府主導で 行われていることから,国際大会出場にあたる各 種事務手続きも含め,LPC が主体的に行う活動 が見られなかった.

#### 5.4 社会・制度レベル

#### 5.4.1. 援助者の役割

社会・制度レベルでは、「知識の提供者」として「教育スポーツ省および地方自治体の担当者を招聘した障害者スポーツ振興セミナーの開催にあたるナレッジ提供」を行っている。本事業は、教育スポーツ省とともに 2016 年度から各県の競技関係者やスポーツ政策に関わる県レベルの担当局職員を招集し、障害者スポーツ指導者を養成する目的で実施されている。

また「アドバイザー」として「全国障害者スポーツ 大会開催に向けた政策アドバイス」、「他国政府 への支援要請に関するバックアップ」を行った.全 国障害者スポーツ大会は、2012 年に ADDP が LPC および LDPA と共催する形で開催した大会 であった.大会には、政府高官を招き、国民体育 大会の開催後に全国障害者スポーツ大会を、首 都以外も含めて各県において開催する提案を行った.

「他国政府への支援要請に関するバックアップ」の具体的事例の一つは、日本政府への障害者専用体育館の建設支援の要請である. ラオスには障害のある人々が時間や場所に制限されずスポーツを行う環境がなく、障害者が使用できる体育館建設を切望していた. そこで、外務省「草の根文化無償」支援のスキームにラオス政府から支援を要請できるよう ADDP がサポートを行った. その結果、2006 年に職業リハビリテーションセンター内に障害者スポーツの活動拠点として体育館が建設された.

さらに、「ネットワーキングの仲介者」として、「LPCと政府担当者とのネットワーク強化」、「JICA等日本側関係者や支援団体との仲介」を行い、国内のタテの連携強化および日本政府や ADDP以外のNGOを巻き込んだ関係構築に取り組んでいた.

#### 5.4.2 内発的行動

社会・制度レベルにみられた内発的行動のひ とつは,政府主導による全国障害者スポーツ大 会の恒常開催が挙げられた.

「障害者スポーツの全国大会開催以前は,国家にとって障害者スポーツに対する理解はなかった.スポーツを通じて障害者のことを理解できる機会や,認知を促す取り組みが首都以外に重要であると感じた.(A氏)」

ADDP の提案に応える形で,2012 年に ADDP が主催していた全国障害者スポーツ大会は,首相府令によって教育スポーツ省が主管の下,教育スポーツ省と主催県で費用負担・運営負担することとなった.またこれ以降,国民体育大会の開催後に全国障害者スポーツ大会を開催する決定が出された.

また、これまで非障害者スポーツにのみ配分されてきた人的資源を障害者スポーツへも配分し、スポーツ政策に携わってきた省職員が障害者スポーツ振興の担当者として長期的に携わる体制を構築した.

「2005 年当初は、障害者スポーツの政策の担当が不明瞭であり、かつ政府の推進体制も整備されていなかったため、2005 年から継続している障害者スポーツの研修に参加した研修生らが得た知識の活用がしにくい状況があった. 現在、政府としての障害者スポーツ推進体制も確立されつつあるあり、政府を対象とした事業はラオスの障害者スポーツ推進により効果的に実行されはじめている. (B氏)」

「初めは障害者スポーツの担当ではない人が 研修に行ったが、帰国後にその研修の効果が表 れなかった. そのため障害者スポーツの担当で、 専門的な知識があるものが派遣された方がよいか と思った. (B氏)」

「担当者が実際に日本に行くことで障害者スポーツへの理解は進む.かつ研修に参加した人同士の理解が進んでいる.帰国したのちに障害者スポーツ政策の話を進めやすい.(A氏)」

上記の発話にもあるように、スポーツ政策に関する知識を有した職員が障害者スポーツ振興に割り当ては政府主導によるものであったが、その

結果 ADDP による事業の効果もさらに生じやすい との言及がなされた.

#### 5. 考察

本研究では、ADDPによる国際協力事業を事例として、CDの観点から、支援事業に含まれるキャパシティの構造、「援助者の役割」、さらに事業に関連した「内発的行動」を明らかにした。

個人レベルで明らかとなった「内発的行動」とし ては, 車椅子バスケットボールチームの中心として, 選手自身が障害者スポーツを推進するアクターと して行動している点が明らかとなった. 障害者スポ ーツを実践する中心的な障害者の存在は,他の 障害当事者にとってスポーツ参加要因のひとつ になっていると考えられる. スポーツに対して身体 的・心理的不安を抱えている障害者にとって, そ の参加を促す「重要な他者」との関わり合いが重 要になる(藤田, 1998; 吉田, 2014). ADDP が派 遣した日本人コーチは,自身も障害のある当事 者であった. スポーツと就労を両立するロールモ デルの存在が,参加者にとっての「重要な他者」 として機能したと考えられる. また, 視察したブライ ンドサッカーの練習参加者は, 医療リハビリテー ションセンターにある盲学校の学生が多く含まれ ており、友人からの勧誘を受け参加している.この ように自らスポーツを実施できる環境を探し求め ているのではなく、所属するコミュニティの近しい 存在がスポーツ活動への参加を促していると考え られる. 国際協力の持続性の観点においても, 障 害者のニーズを最も理解している障害者自身が 事業の必要性を感じ, 意思決定などに参加する など,障害者自身がエンパワメントされ,社会を変 える行動主体(エージェント)となり、障害当事者 が主体となって社会を変えていく活動を推進する ことが重視されている(中西, 上野, 2003; Kuno, 2010). 障害当事者自身がスポーツ活動を奨励 するような主体性を向上させるために、ドナーによ り一方的な支援に終始しないインタラクティブな関 係性構築の重要性が示されたといえる.

また,下記の発話から,この内発的行動を誘発 した背景には,2006年には障害者用体育館が医療リハビリテーションセンター内に建設された点も 関連すると考える.

「医療リハビリテーションセンター内に体育館が出来たことで、今まで1つの車椅子バスケットボールチームしかなかったのに現在は5チームまで増やすことが出来た.リハビリテーションセンター内には事故や病気で障害者が入所してくるが、彼らにとっても新たな情報を入手し、コミュニケーションを図る場所になっている.(F氏)」

障害者用体育館は, 医療リハビリテーションセ ンター内に集まる障害当事者たちのコミュニケー ションの場として機能しており、入所者がスポーツ 活動を行っていることで、別の入所者もそれを見 てスポーツを始めるような循環が生まれた. 車椅 子バスケットボールの練習の際には入所者が集ま り, 実際にプレーはしなくとも練習を見学する者が 数名いた(2016 年 8 月 26 日フィールドノーツよ り). 体育館という障害者スポーツの実施場所の 確保により、車椅子バスケットボール以外のシッテ ィングバレー, ゴールボールなど練習できる競技 種目数が拡大にもつながっている. また体育館の 建設は練習環境の確保に加え,障害者スポー ツ・クリニック等各種イベント開催の促進,実施で きる競技種目の拡大および実施者の増加の要因 ともなっている. このように、障害当事者による主 体的な行動を起こす上で, ADDP の支援に加え て, 障害当事者がスポーツ活動に従事できる環 境が整備されたことも作用したと考えられる.

一方,組織レベルにおけるLPCの内発的行動は、本調査内では明らかにならなかった.LPCを対象とした取組みでは、組織の責任体制の構築が進められたが、現在も ADDP が多くの役割を果たしている.スポーツをはじめとするソフトパワーの国際協力事業は、文化や社会経済的状況の違いから本国における経験がそのまま活かされるわけではなく、事業が長期化する傾向にある(長尾・又地、2009).また、SDPの現場では、途上国側のリソースの不足が問題として捉えられ、援助活動が外部組織による単なるリソース補填に終始し、しばしば途上国の人々の主体性を損ない、内発的な発展につながらないという課題も提示されてきた(小林、2010).障害者スポーツのマネジメントに関するキャパシティの向上においても、不足す

るリソースの補填ではなく, 自ら問題の解決をする ために後押しする支援方法が求められることが示 唆された.

各レベルの相互作用においては,個人レベル で実施している教育スポーツ省職員等を対象とし て実施している研修事業に対し, 社会・制度レベ ルにおけるラオス政府による障害者スポーツの担 当者の人員配置が相乗効果を生んでいることが 明らかになった. 従来の国際協力事業における 課題として、職員の異動によるカウンターパートの 不安定性や,上位の政策との一貫性の欠如が指 摘されてきた(馬淵,島野,2004).2011 年の省 庁改編に伴う障害者スポーツ政策の一元化およ び障害者スポーツ政策担当者の明確化という, 良好な制度上の改革は、ADDP の支援効果や各 レベルとの相互作用を促していると考えられる. 加えて, ADDP が長年政府要人を巻き込んだ形 で事業を進めており、現地との関係構築には時 間かけた双方のコミットメント(下村,2009)が,社 会・制度レベルの事業に対して ADDP が関与可 能となった要因と考えられる.

また、一つの援助組織が重層的な支援を可能にした要因として、ADDPのみでは不足する人材や物資については、外部の組織に協力を得て調達している点が考えられる。ADDPから派遣されるコーチは、ADDP内部の人材ではなく、東京都車椅子バスケットボール連盟や九州車椅子バスケットボール連盟など、日本国内において長く車椅子バスケットボールや障害者スポーツに携わってきた専門家である。物的サポートにおいても ADDPからの寄付のみならず、外部の組織から寄贈されたものも含まれる。車椅子バスケットボールに使用する競技用車椅子の提供の際には、「難民を助ける会(以下 AARと略す)」から協力を得ている。

また、事業全体を通して ADDP は、障害者スポーツに関する専門的な知識や経験を事業に反映させるため、外部の団体と積極的な連携を図っていた. 近年の国際協力の潮流として、ドナーとレシピエントの関係のみならず、ドナー間において協調関係を築くことが援助効果を高めるとの主張が強くなっている(Organisation for Economic Cooperation and Development, 2005). SDP におい

ても,このようなパートナーシップが標榜されており, 特に活動資金などの潤沢な資金を調達し,個々 の組織におけるリソース不足を補うために連携を 図る傾向にある(遠藤ら, 2016). しかしながら, ス ポーツを通じた国際協力においては、スポーツ振 興や開発問題の解決に対して,組織によってそ れぞれ力点の置かれ方が違い,多様な目的や活 動内容があるがゆえに互いの理念の競合が生じ, 最終的に事業の相乗効果を生み出す取組みに ならないという問題点も指摘されている(Hayhurst and Frisby, 2010). ADDP がこれまで頻繁に協力 を得ていた組織は、車椅子バスケットボール連盟 各支部, 社会福祉法人太陽の家など, いずれも 国内外において長く障害者スポーツや障害者の 社会自立に関わる活動に従事している組織であ り,各組織に所属する個人を通じて関係性を構 築してきたという経緯がある. 資金や合理的な連 携のみならず, 理念や目的を共有した組織同士 のパートナーシップがより重要となることが示唆さ れた.

## 6. 本研究の限界

本研究の限界のひとつとして、調査対象者に過去を振り返って回答を得る回顧式の研究設計にせざるを得なかったため、支援開始前のキャパシティと、現在のキャパシティの変化について客観的に明らかにできなかった点が挙げられる。資料やインタビューにおいては、支援前の状況についての言及もなされていたが、それを確固とたる結果として示せるデータを収集できなかったため、重層的なキャパシティの構造および相互作用については、特に政府との連携を開始した2005年以降の状況しか言及することができなかった。この研究課題を解決するために、現在の状況から支援終了までを縦断的に調査することで、各レベルにおけるキャパシティが向上するプロセスを精緻に観測することが必要となるといえる。

また,国際協力の成果や課題は必ずしも短期的なスパンで生じるものではないが,本研究では調査時点での支援状況しか言及できていない.現段階で課題として挙がっていても将来的に解決する場合や,現段階でよい相乗効果を挙げて

いても持続的効果につながらない場合も考えられる.

さらに、本研究は一つの事例に着目した研究であり、汎用性を持つ事業であるとは断定できない。本研究領域であるスポーツを通じた国際協力には、スポーツという文化性を伴い、地域の特色や社会状況などあらゆる多様性を含有しているためそのままこの事例を転用することは難しい。しかし事例を蓄積し、その中で一般化しうる理論を構築する必要性があり(Kay, 2012)、本研究は障害者スポーツを通じた国際協力の学術的蓄積を目指して実施したものである。

#### 7. 結論

本研究は、ADDPによるラオスを対象とした障害者スポーツの普及振興支援を事例とし、支援者として果たしてきた役割および事業を通じて出現したレシピエント側の主体性について、キャパシティ・ディベロップメントの観点から明らかにした。ADDPによる障害者スポーツ支援事業には、個人レベルから社会・制度レベルに至るまで包括的な支援が行われてきた。しかし、当初からすべてのレベルに対する支援が可能であったわけではなく、時系列を追って支援に含まれるキャパシティレベルが重層化し、制度支援に至っていることが明らかになった。

途上国に対する障害者スポーツ支援事業にお いては, 現地の障害当事者がスポーツ実施に積 極的な姿勢を見せ,かつ行動主体として活動す ることが, 障害者スポーツ振興の裾野拡大につな がると考えられる.また,支援事業と政策の一貫 性は,事業を円滑に行う上でも,支援効果を持続 させるうえでも重要であるため, 途上国において 優先度の低い障害者スポーツ政策には, 政府へ の長期的な働きがけが重要であると推察された. さらに, 事業推進の上では, 障害者スポーツ特有 のステークホルダーの多様性を踏まえ,あらゆるア クターと関係を構築することが重要であることが考 えられる. 特に, 外部との連携においては, 不足 するリソースの補填のみならず,理念や活動目的 を共有したパートナーシップが事業遂行を円滑化 する要因となっていると考えられる.

## 参考文献

- 特定非営利活動法人 NPO アジアの障害者活動を支援する (ADDP) http://www.addp.jp/(2016年12月16日参照)
- Beacom, A. (2009) Disability sport and the politics of development, Sport and international development. Palgrave Macmillan UK, 98-123.
- · Coalter, F. (2010) The politics of sport-fordevelopment: Limited focus programmes and broad gauge problems? International Review for the Sociology of Sport, 45 (3), 295–314.
- ・遠藤華英・舟橋弘晃・間野義之(2016)スポーツを通じた国際協力事業の類型化.スポーツ産業学研究,26(2),291-302.
- ・藤田紀昭 (1998) ある身体障害者のスポーツへの社会化に関する研究—車いすバスケットボールプレーヤーの個人史より—. スポーツ社会学研究, 6, 70-83.
- Hayhurst, L. M. and Frisby, W. (2010). Inevitable tensions: Swiss and Canadian sport for development NGO perspectives on partnerships with high performance sport. European Sport Management Quarterly, 10 (1), 75–96.
- Hinton, M., and Rutherford, K. (2014)
   Disability Rights in Laos. Journal of
   Conventional Weapons Destruction, 18(2), 8.
- Howe, P. D. (2018) SDP and disability. In Routledge Handbook of Sport for Development and Peace (pp. 289–298). Routledge.
- International Platform on Sports &

  Development; Learn more: Disability sport and adapted physical activity (APA): Barriers to participation:
  - http://www.sportanddev.org/en/learnmore/sport \_and\_disability2/sport\_and\_adapted\_physical\_activity\_\_apa\_/barriers\_to\_participation/ (2017年9月15日参照).
- Kay, T. (2012) Accounting for legacy: Monitoring and evaluation in sport in development relationships. Sport in Society, 15 (6), 888-904.

- · Kidd, B. (2008) A new social movement: Sport for development and peace, Sport in Society: Cultures, Commerce, Media, Politics, 11 (4), 359–369.
- ・小林勉. (2014). 国際開発とスポーツ援助. スポーツ社会学研究, 22(1), 61-78.
- ・国際協力機構(2006) -途上国の主体性に基づく総合的課題対処能力の向上を目指してーキャパシティ・ディベロップメント(CD) ~ CD とは何か, JICA で CD をどう捉え, JICA 事業の改善にどう活かすか https://www.jica.go.jp/jica-ri/IFIC\_and\_JBICI-Studies/jica-ri/publication/archives/jica/cd/pdf/200603\_aid\_00.pdf(2016年12月16日取得)
- Kuno, K. (2010) The Twin-track approach: Not 'disability' and 'development' but 'disability and development'. In Completion Report Japan-ASEAN Integration Fund Project "Capacity Development in Disability and Development for CLMV Government Officers" 2007–2010, ed. FASID http://disabilitystudies.leeds.ac.uk/files/library/mori-aseaneng.pdf (Retrieved on December 10, 2016).
- Lauff, J. (2011) Participation rates of developing countries in international disability sport: a summary and the importance of statistics for understanding and planning. Sport in Society, 14(9): 1280-1284.
- Levermore, R. (2010) CSR for development through sport: Examining its potential and limitations. Third World Quarterly, 31 (2), 223–241.

- ・松岡俊二. (2008) 国際開発協力における「キャパシティ・ディベロップメントと制度変化」アプローチ. アジア太平洋討究, (11), 223-237.
- ·中西正司·上野千鶴子(2003)当事者主権. 岩波新書.
- Organisation for Economic Co-operation and Development (2005) The Paris Declaration on Aid Effectiveness.

  https://www.oecd.org/dac/effectiveness/36477
  - https://www.oecd.org/dac/effectiveness/364778 34.pdf
- Patton, M. Q. (2002) Two decades of developments in qualitative inquiry: A personal, experiential perspective. Qualitative Social Work, 1 (3), 261–283.
- Schulenkorf, N., Sherry, E., and Rowe, K.
   (2016) Sport for development: An integrated literature review. Journal of Sport
   Management, 30 (1), 22-39.
- \*Sherry, E., Schulenkorf, N., Seal, E.,
  Nicholson, M., and Hoye, R. (2017) Sport-forDevelopment in the South Pacific region:
  Macro-, meso-, and microperspectives.
  Sociology of Sport Journal, 34, 303-316.
- ・島野涼子(2015)国際協力とキャパシティ・ディベロップメント一障害女性へのエンパワーメントの視点から、現代書館.
- ・吉田毅(2014)中途身体障害者のスポーツへの 社会化に寄与する他者に関する社会学的研究:骨肉腫を克服した元車椅子バスケットボー ル選手の語りから.体育学研究,59(2):855-867.